

【交通事故】

(別途顧問契約の割引があります。詳細はお問い合わせください。)

1. 加害者(保険会社)に対して損害賠償を請求したい場合(弁護士費用特約のない方)

事件の労力・難易度		着手金(税込)	報酬金(税込)	備考
裁判外の代理交渉	通常案件	11~33万円 (標準:22万円)	回収金額の17.6% (最低金額あり)	報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。
	困難案件	33万円~	回収金額の22%~ (最低金額あり)	「困難案件」とは、後遺障害の有無および内容を巡って医学的知識が不可欠である、企業損害等で決算書等の分析が不可欠である、カルテ等が膨大であるなど、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
裁判手続等の代理	通常案件	22~44万円 (標準:33万円)	回収金額の22% (最低金額あり)	報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。
	困難案件	44万円~	回収金額の26.4%~ (最低金額あり)	「困難案件」とは、後遺障害の有無および内容を巡って医学的知識が不可欠である、企業損害等で決算書等の分析が不可欠である、カルテ等が膨大であるなど、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

- ※ お客様の経済的事情により着手金の分割払いも可能です。
- ※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。
- ※ 事件処理に要する実費として別途1~5万円をお預かりすることがあります。
- ※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。
- ※ 「裁判外の代理交渉」⇒「裁判手続等の代理」へ移行した場合は追加着手金が発生します。  
この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。
- ※ 事案によってはタイムチャージ制をご提案することがあります。

2. 自賠償の請求手続や後遺障害等級の異議手続を行いたい場合(弁護士費用特約のない方)

手続の内容		手数料・着手金(税込)	手数料・報酬金(税込)	備考
自賠償の請求手続	手続代行	<手数料> 11万円	<追加手数料> 原則なし	手続に必要な書類は基本的にお客様の方で収集していただく必要があります。書類収集にご協力いただけない場合、追加手数料として一定金額を加算させていただきます。
後遺障害等級の異議手続	医療照会 医師面談	<手数料> 1回5万5000円	<追加手数料> 原則なし	1回の照会内容について照会書の作成と医師面談にかかる手数料です。なお、医師面談には被害者様の同席が必要となります。
	異議申立	<着手金> 1回11万円	<報酬金> 1等級上昇につき 11万円	保険会社への異議申立手続の代理に関する着手金と報酬金です。なお、異議申立に対する等級結果に対してさらに異議申立手続をする場合はさらに左記費用が発生します。
	自賠償保険・共済紛争処理機構への申請	<着手金> 1回11万円~	<報酬金> 1等級上昇につき 11万円~	自賠償保険・共済紛争処理機構への異議申立手続の代理に関する着手金と報酬金です。なお、同機構への結果に対してさらに異議申立手続をすることはできません。